委員会規則第3条第1項に基づ〈届出書

平成29年8月18日

1.執行機関の別	2: 教育委員会
2.都道府県名	奈良県
3.市区町村名	三郷町
4.届出番号	2
5.独自利用事務の事例番 号	113-4-1(2)
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html

執行機関名 三郷町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月三郷町訓令甲第1号)による私立幼稚園への就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの	
番号法別表第1の項	91		
番号法別表第2の項	113		
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月16日条例第31号)第4条別表第1の第9の項三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月三郷町訓令甲第1号)による私立幼稚園への就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの	
事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第1条	三鄉町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月17日訓令甲第1号) 第1条	
東双の物ビスは日的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与する</u> ことを目的とする。	第1条 この要綱は、本町が <u>幼稚園教育の普及充実を図り、その振興に資する</u> ため 就園奨励事業として実施する私立幼稚園への就園奨励費補助金の交付について 必要な事項を定めることを目的とする。	
独自利用事務の関連規範		三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年3月17日訓令甲第1号)	

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条			
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援 金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条に規定する補助金の交付 に係る <u>審査に関する事務</u>			
特定個人情報1					
根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	三郷町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条			
情報提供者	市町村長	市町村長			
提供を求める特定個人情 報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報			

借老		
I)佣 <i>气</i>		